

第1回
佐賀市自治基本条例検証委員会
資料

令和6年7月22日(月)

佐賀市 協働推進課

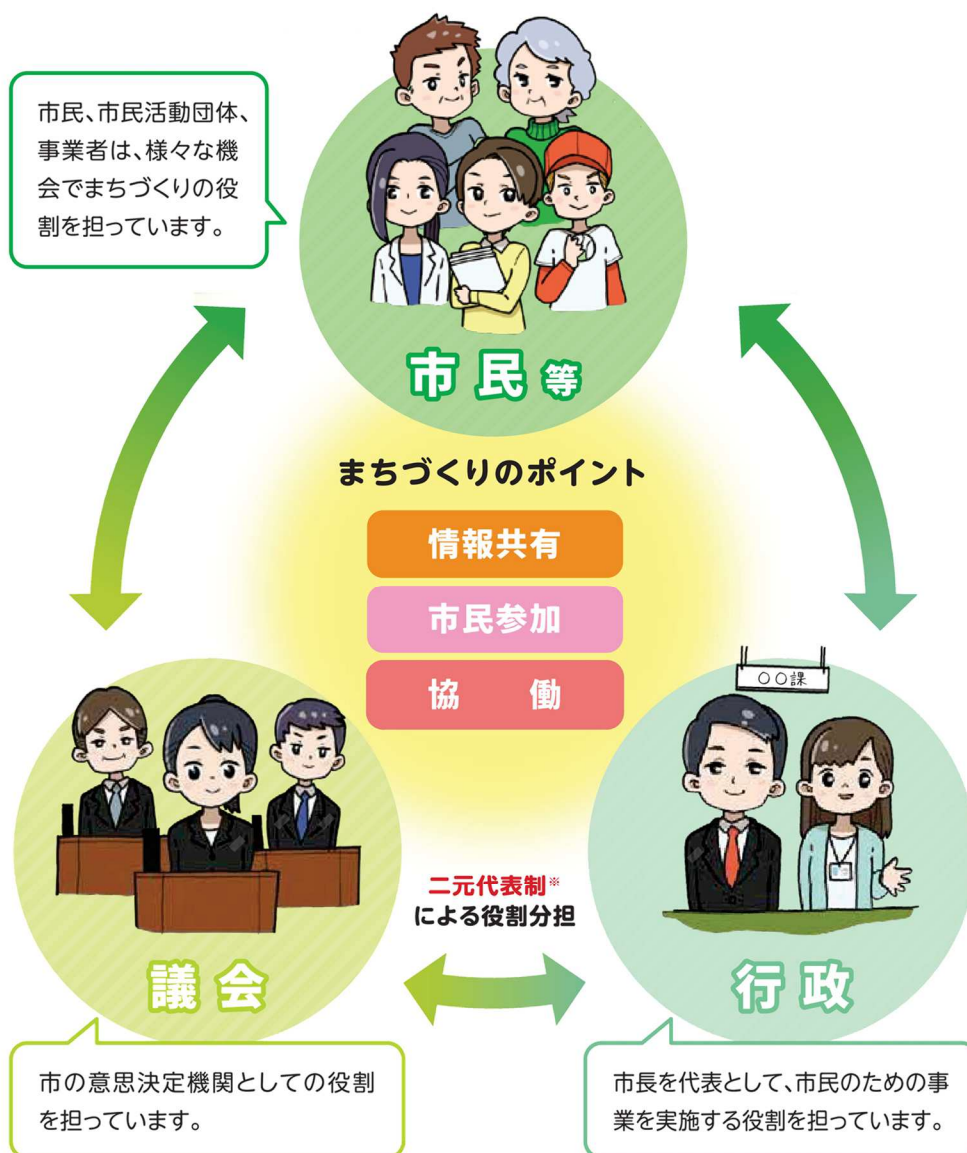
1 条例の概要

(1) 自治基本条例とは

自治基本条例とは、地域におけるまちづくりを進めるためにつくられたもので、自治の基本理念や原則を明確化し、市民の権利や行政等の役割、仕組みなどを定めた、まちづくりを進めるためのルールです。

佐賀市では、「佐賀市まちづくり自治基本条例」として、平成25年8月に制定し、平成26年4月から施行しています。

(2) まちづくりの役割分担のイメージ



(3) 佐賀市まちづくり自治基本条例の条文構成

章	条	内容	
前文			
第一章 総則	第1条	目的	
	第2条	定義	
	第3条	この条例の尊重	
	第4条	自治の基本理念	
	第5条	まちづくりの基本原則	
第二章 市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務	第6条	市民等の権利	
	第7条	市民等の役割及び責務	
	第8条	市民活動団体の役割及び責務	
	第9条	事業者の役割及び責務	
	第10条	議会の役割及び責務	
	第11条	市長の役割及び責務	
	第12条	職員の役割及び責務	
第三章 情報共有、市民参加及び協働	情報共有	第13条	情報共有の推進
		第14条	説明責任
		第15条	会議の公開
		第16条	個人情報の適正な管理
	市民参加	第17条	市民参加の推進
		第18条	意見公募手続
		第19条	意見等の取扱い
		第20条	審議会等
		第21条	住民投票
	協働	第22条	協働の推進
		第23条	地域コミュニティ活動
		第24条	災害等への対応
第25条		子どもへのまなざし	
第四章 市政運営	第26条	総合計画	
	第27条	行政評価	
	第28条	財政運営	
	第29条	行政手続	
第五章 国及び他の地方公共団体との関係等	第30条	国及び他の地方公共団体との関係	
	第31条	国際的な視野の醸成	
第六章 条例の検証	第32条	佐賀市自治基本条例検証委員会	
	第33条	条例の見直し	

2 条例の制定経緯

時期	内容
平成23年	庁内での検討を開始
平成24年2月～ 平成25年6月	自治基本条例検討会議：17回 (有識者10人、無作為抽出公募20人、一般公募5人、計35人)
平成24年7月～ 平成25年2月	自治基本条例検討会議起草部会：9回 (検討会議メンバーから選出された6人)
平成25年4月	自治基本条例検討会議から条例素案を提言
平成25年4月～5月	条例案の周知と意見収集 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市報掲載 (H25年4月15日号) ・ パブリックコメント (意見公募) ・ 市民説明会 (3回)
平成25年6月	条例案を議会へ提出
平成25年8月	条例案を一部修正の上、議決
平成26年4月	佐賀市まちづくり自治基本条例施行

3 条例の検証結果

(1) 自治基本条例検証委員会検証結果（第1期：平成28年7月～平成29年7月）

① 条例の運用状況について

- ・佐賀市は、条例の目指すべき方向について、積極的に広報を行っているが、まだ全体に行き届いていないと思われる。あらゆる媒体を活用した広報を行うとともに、特に事業者への周知に力を注いでいく必要がある。
- ・地域コミュニティ活動が、なお一層促進されるために、行政からの支援と地域住民の主体的な活動のあり方について、行政と地域住民がお互いに考え、実施していく必要がある。

② 条例の見直しについて

- ・検証すべき条文について、委員からの意見に基づき抽出し、審議した結果、条例制定からまだ4年経過していないことを勘案し、継続的な検討の余地を認めつつも、今回は早急に改正すべき条文はないと判断した。

(2) 自治基本条例検証委員会検証結果（第2期：令和3年2月～令和4年1月）

① 条例の運用状況について

- ・自治基本条例の運用にあたっては、多様性を尊重し、様々な価値観を受容できる意識の醸成が必要である。
- ・地域コミュニティをより活性化し、持続可能なものとするためには、担い手の育成、各種団体の役割の再認識、事業者も含めた市民等の積極的な参加の促進等の課題がある。
- ・地域や市民活動団体等による活動の活性化や、市民等がまちづくりの主体であることを認識できるような周知啓発の必要がある。

② 条例の見直しについて

- ・検証すべき条文について、委員からの意見に基づき抽出し、審議した結果、今回は改正すべき条文はないと判断した。ただし、逐条解説については、条例の趣旨を分かりやすく記載するなど説明の追加修正が必要である。

4 第2期検証後の取組

(1) 条例の周知啓発

① 逐条解説書の改訂

- ・ 第2期検証の答申を受け、逐条解説書を追記修正し改訂（令和5年3月）

② 市民・団体等への周知

- ・ 市民向け啓発講座を毎年実施
令和3年度：2回（佐賀大学教育学部附属中学校2年生、西九州大学短期大学部）
令和4年度：3回（西九州大学短期大学部、佐賀市役所インターンシップ大学生、佐賀東高等学校1年生）
令和5年度：2回（西九州大学短期大学部、佐賀市役所インターンシップ大学生）
- ・ 地域づくり交流会パンフレットへの掲載（毎年1回）
- ・ 事業者向け労政だよりへの記事掲載（毎年1回）
- ・ 条例のパンフレットを改訂（令和6年3月）

③ 漫画版パンフレットの配布

- ・ 市内全小学校3年生に漫画版パンフレットを配布し授業等での活用（～令和4年度）
- ・ 漫画版パンフレットの改訂（令和5年3月）
- ・ 市内全中学校2年生に漫画版パンフレットを配布し授業等での活用（令和5年度～）

④ 職員研修の実施

- ・ 協働に関する職員研修の実施：毎年2回（新採研修、協働推進員）
- ・ 職員向け条例周知強化週間に朝礼等で条例のポイントを読み上げ：毎年1回

(2) 活動の活性化・参加の促進

① 地域コミュニティの取組

住民間での話し合いで作った地域まちづくり計画（夢プラン）に基づき、地域の課題解決や地域の活性化につながる取り組みを実施

② 地域づくり交流会の開催

地域づくりに関わる多様な主体が自らの役割や連携のあり方について認識を深めるとともに、事業の広がりや協働の可能性を見出し、実践につなげることを目的として実施

③ 市民活動プラザにおけるフロアの改修及びオンライン会議システムの導入

市民活動の拠点施設である市民活動プラザの利便性向上を図るため、フロア環境整備及び会議室にオンライン会議システムの導入

④ 市民活動プラザフェスタの開催

市民活動や市民活動プラザについて広く市民に発信し、市民活動に対する関心を高め、施設の利用促進を図ることで、市民活動の裾野を広げ活性化につなげることを目的として開催

⑤ 市民活動応援制度「チカラット」の実施

市民活動団体の活動基盤を強化するとともに、市民のまちづくりへの参画と実践をすすめることを目的として実施

5 第3期検証

(1) 条例の検証について（法的根拠）

佐賀市まちづくり自治基本条例（抜粋）

（佐賀市自治基本条例検証委員会）

第32条 市長は、この条例の運用状況を検証するため、佐賀市自治基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置く。

2 検証委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の見直しに関する事項その他重要な事項について審議するものとする。

（条例の見直し）

第33条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化を勘案の上、この条例の規定を検証し、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の規定によりこの条例の規定を検証しようとするときは、検証委員会の意見を聴かなければならない。

（第32条第2項の説明）

市長の諮問に応じ、検証委員会が本条例の見直しに関する事項やその他重要事項について審議することとしています。この条例に則したまちづくりを実施するために、その趣旨に沿った市政やまちづくりが進められているのか、必要に応じた検証を行います。

(2) 検証の進め方について

<検証の観点>

- ・ 社会情勢の変化へ対応しているか
- ・ 条例の趣旨に沿ったまちづくりが進められているか

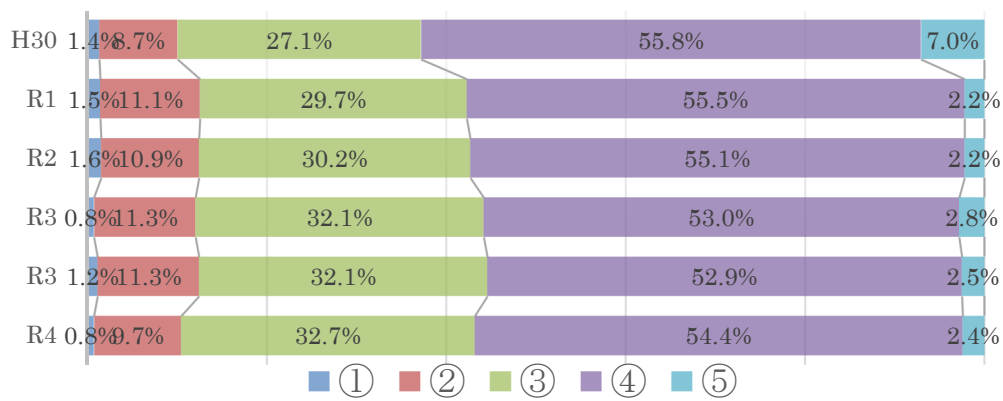
<検証の流れ>

- ① 議論が必要と思う点について、各委員に意見を求める
- ② 各委員の意見を取りまとめる
- ③ 取りまとめた意見を中心に議論
- ④ 議論を基に意見を整理、集約
- ⑤ 検証結果と答申の作成

6 まちづくり自治基本条例の認知度

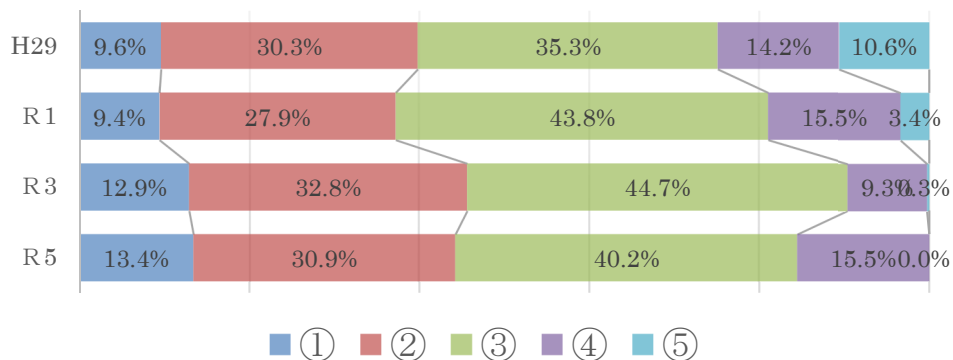
(1) 市民の認知度の推移 (市民意向調査)

調査項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5
①内容まで知っている	1.4%	1.5%	1.6%	0.8%	1.2%	0.8%
②ある程度知っている	8.7%	11.1%	10.9%	11.3%	11.3%	9.7%
③聞いたことがある	27.1%	29.7%	30.2%	32.1%	32.1%	32.7%
④知らない	55.8%	55.5%	55.1%	53.0%	52.9%	54.4%
⑤無回答	7.0%	2.2%	2.2%	2.8%	2.5%	2.4%



(2) 職員の認知度の推移 (地域活動に関するアンケート)

調査項目	H29	R1	R3	R5
①条例の内容を理解し、意識して業務を遂行している	9.6%	9.4%	12.9%	13.4%
②条例の内容を理解している	30.3%	27.9%	32.8%	30.9%
③条例の存在を知っている	35.3%	43.8%	44.7%	40.2%
④よく知らない	14.2%	15.5%	9.3%	15.5%
⑤無回答	10.6%	3.4%	0.3%	0.0%



7 委員会の公開

(1) 会議公開の決定について

佐賀市審議会等の会議の公開に関する規程（以下、「規程」という。）第3条においては、審議会等の会議は、特別な場合を除き、公開するものとする旨が定められています。

よって、本検証委員会についても公開とします。

(2) 傍聴の承認について

規程第6条の規定では、会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うこととなっているため、会場の広さから人数を定めて傍聴を認めることといたします。

ただし、傍聴については、次のとおり規程で定められています。

(傍聴することができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第8条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の会場において発言しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会等が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 会議記録の公開について

規程第11条では、議事録等の写しを公表するものと定めています。

よって、議事概要・議事録については、検証委員会終了後に発言者を伏せて作成し、ホームページ等で公開します。